

令和3年度ニホンザル管理事業実施計画 今後の策定スケジュール

年	月	日	予定	備考
令和3年	3月	9日	サル対策専門部会(Web開催)	計画策定の審議。
		24日	鳥獣総合対策協議会(Web開催)	
	4月	上旬	シミュレーション依頼	令和2年度末までの捕獲数を集計→【維持する群れ】再度、シミュレーション実施。
		中旬～下旬	年度末までの捕獲数、維持する群れのシミュレーションの結果、予算措置の状況等を踏まえ、計画に記載する捕獲計画数決定(市町村→各地域C→自環課)	【維持する群れ】シミュレーション結果(捕獲可能な頭数)を市町村に送付
	5月	下旬	令和3年度事業実施計画策定(予定)	次年度、同時期までの捕獲許可とする。
下旬		捕獲許可(各地域C)		

【捕獲許可の扱い】

	事業実施計画	捕獲許可上の取扱い
～3月31日	令和2年12月末までの捕獲数を使用したシミュレーション(第1回)の結果に基づく捕獲上限数(仮)捕獲計画数(仮)を記載した事業実施計画(案)により、協議会等で審議する。 ○ 審議の際に、事務局に一任いただく旨、了承を得る。 →捕獲計画数や、捕獲上限数については、令和3年3月末までの捕獲数を用いたシミュレーションにより、最終調整し決定する。	協議会での検討結果を踏まえ、県から市町村に令和3年度事業実施計画(案)を送付する。
4月1日～	令和3年3月末までの捕獲数により、シミュレーション(第2回)を行い、その結果に基づき確定した捕獲計画数を決定する。	【維持する群れ】各地域Cはシミュレーション(第2回)の捕獲許可数の上限値から、令和3年4月から5月末までの捕獲数を差し引いた頭数を限度として許可する。
5月下旬	事業実施計画を策定する。	県から市町村に、令和3年度事業実施計画を通知する。
	令和3年度の捕獲許可期間は令和4年5月末までの年度跨ぎの許可とする。	県は、年度内の捕獲計画数について、群れの分裂や近隣群などへの影響がなく、4次計画または年度事業実施計画の範囲内での捕獲計画数の変更の場合、捕獲許可数を変更する。なお、必要に応じ地域協議会や県サル部会への審議やシミュレーションの実施等を行う。